

8	教育庁	いじめに関する総合対策の実施
事業概要	<p>「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)及び「東京都いじめ防止対策推進条例」(平成26年8月1日全部施行)を踏まえ、都教育委員会は、平成26年7月10日、都及び区市町村教育委員会並びに都内公立学校のいじめの防止の一層の推進を目的として、「東京都教育委員会いじめ総合対策」を策定した。</p> <p>本総合対策では、いじめ問題への対応に当たって念頭に置くべき4つのポイントとして、「教員の指導力の向上と組織的対応」、「子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す」、「いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり」、「保護者・地域・関係機関との連携」を掲げるとともに、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の各段階に応じた、具体的な取組を示している。</p>	
これまでの経過	<p>滋賀県大津市や品川区における中学生のいじめによる自殺を重く受け止め、都教育委員会は、平成24年度から2年間にわたり、「いじめ問題に関する研究」を行うとともに、「いじめに関する専門家会議」を組織し、いじめ問題の総合的かつ実効性のある対策について検討してきた。その後、平成25年に「いじめ防止対策推進法」の成立を受け、都は、平成26年6月に、「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに、同年7月に、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策」を策定した。</p>	
現在の進行状況	<ul style="list-style-type: none"> ○全公立学校に「学校いじめ対策委員会」を設置 ○全公立学校に「学校サポートチーム」を設置 (小学校は平成22年度、中学校は平成21年度に設置済、都立学校は平成26年度に設置) ○都内公立小学校第5学年、中学校第1学年及び高等学校第1学年の全児童・生徒を対象に、スクールカウンセラーによる全員面接を実施 ○6月30日を基準日として、平成26年東京都公立学校における「いじめの実態及び対応状況把握のための調査」を実施(8月、各学校より提出) ○7月、「東京都いじめ防止対策推進条例」の成立を受け、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」、「東京都教育委員会いじめ総合対策」を策定、施行 ○全公立学校において「学校いじめ基本方針」を策定 ○8月、「東京都いじめ問題対策連絡協議会規則」、「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則」「東京都いじめ問題調査委員会規則」を施行 	
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ○10月3日、第1回「東京都いじめ問題対策連絡協議会」開催、学校等におけるいじめ防止等に向けて、関係機関等との連携の在り方を協議 ○10月10日、公立学校教職員に、「東京都におけるいじめの防止等の対策(冊子)」を配布、全公立学校児童・生徒に、「いじめ防止カード」を配布 ○10月23日、都教育委員会ホームページにおいて、平成26年度公立学校における「いじめの実態及び対応状況把握のための調査」公表、定例教育委員会において、「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」への諮問事項決定 ○10月31日、第1回「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」開催。「被害・周囲の子供などが、いじめについて声を上げることができるようにするための効果的な取組」、「『学校いじめ対策委員会』が実効的に機能できるようにするための方策」、「インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、大人からは見えにくいいじめを確実に把握するための方策」等について審議 ○2月、第2回「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」開催予定 	
問い合わせ先	教育庁 指導部 指導企画課	電話 03-5320-6888

